

あなたの**起業**を応援します。

地域課題解決型起業支援事業(福島県)

地域が抱える課題を解決するために
初めて起業する方を支援します。

商店街を
元気にしたい

地元の野菜を
活用したい

困っている
お年寄りを
助きたい

若者を
定着させたい

子育てを
サポートしたい

特産品の販路を
拡大したい

等々



● 補助金の交付

| 補助対象経費 | 補助率 | 補助上限額 |
|---|---------------------|-------|
| 起業するために直接必要な経費 従業員人件費、店舗等借料、設備費、 原材料費、謝金、外注費、委託費等 | 補助対象経費の 1 / 2 以内 | 200万円 |

● 起業サポーターの伴走支援

専門的知識・ノウハウと経験・実績を持つ「起業サポーター」が伴走的に支援します。
月1回程度の面談指導と必要な時にメール・電話で相談を受けられます。

募集
期間

(第2回)

令和8年6月29日(月)～7月29日(水) 消印有効

申込先・お問合せ先

公益財団法人 福島県産業振興センター 経営支援課

〒960-8053 福島県福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階

TEL:024-525-4035 FAX:024-525-4036 E-mail:sien@f-open.or.jp

- 応募は、期限内に郵送か持参提出をお願いします。
- 当センターホームページに「公募要領」と応募に必要な様式を掲載しています。
応募にあたっては、裏面及び「公募要領」をよくご確認のうえ、応募してください。
(<https://www.f-open.or.jp/support/establish/assistance.html>)



● 応募要件 (1)に該当する方が(2)の事業を起業すること。

- (1) 対象者一福島県内に居住しているか、令和9年2月5日までに福島県内に移住する方で、次の①が②に該当する方。
- ①「新たに創業する者」
原則として事業を経営した経験がなく、令和8年4月1日から令和9年2月5日までの間に、新たに福島県内で、
・個人で開業（個人事業の開業届出書を税務署に届出）する者、又は、
・中小企業、企業組合、特定非営利活動法人、その他の法人を設立（設立登記）し、その代表となる者。
- ②「第二創業する者」
既に事業を経営している方（法人の役員含む）で、令和8年4月1日から令和9年2月5日までの間に、新たに福島県内で、その事業とは別に、(2)の①のkの事業を創業する者。

(2) 対象事業一次の①と②の両方に該当する事業。

- ①福島県内の各地域が抱える社会的課題の解決に資する、次のいずれかに該当する事業。
- | | | |
|----------------|----------------------------------|-------------|
| a 震災復興関連事業 | b 地域活性化関連事業 | c まちづくり推進事業 |
| d 過疎地域等活性化支援事業 | e 買物弱者支援事業 | f 地域交通支援事業 |
| g 社会教育関連事業 | h 子育て支援事業 | i 環境保全関連事業 |
| j 社会福祉関連事業 | k Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野の事業 | |

※「Society5.0」：IoT、AI、ビッグデータ、ロボット、自動走行車等を活用し、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

【参考：内閣府 Society5.0HP https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/】

②「社会性」「事業性」「必要性」が認められる社会的事業であること。また、起業するにあたり、デジタル技術が活用されていること。応募者本人が事業計画に専念し、業務の遂行に努力すること。

※「社会性」：福島県内の各地域社会が抱える課題の解決に資すること。

※「事業性」：提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。

※「必要性」：地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと。

※「デジタル技術」：生産性の向上、機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用すること。

（例 キャンシュレス決済、Web 予約システム、EC サイトによる販売等のほか、SNS や Web サイトでの情報発信や Wi-Fi 環境整備など）

● 提出書類

- ①地域課題解決型起業支援事業計画書（全員） ②暴力団排除に関する誓約書（全員）
③役員一覧（法人を設立する場合） ④応募者の住民票（県外に居住する方も現住所の住民票の添付が必要です。）
⑤福島県税の納税証明書（最寄りの福島県の各振興局県税部で交付を受けてください。県外居住者も移住予定先で交付を受けてください。）

各振興局県税部の連絡先等については、以下でご確認ください。

「福島県 地方振興局 県税部」で検索。（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115d/zeimu44.html>）

⑥開業届の写し（既に開業している場合） ⑦法人の履歴事項全部証明書（既に法人を設立している場合、応募者が別の法人の役員に就任している場合）

※①～③の様式は、当センターホームページからダウンロードしてください。④及び⑥は、応募者全員について添付が必要になります。

● 次の相談窓口で、事業計画書の作成について相談・指導を受けられます。事前相談をお勧めします。

- ・福島県よろず支援拠点……郡山サテライト（郡山商工会議所会館 4階 TEL 024-954-4161）
福島サテライト（コラッセふくしま 2階 TEL 024-525-4064）
- ・福島駅西口インキュベーションルーム……（コラッセふくしま 6階 TEL 024-525-4048）

審査方法・スケジュール（予定）

| 主なスケジュール | 第2回 |
|-------------|--|
| 書類審査 | 令和8年8月下旬に結果通知 |
| 面接審査 | 令和8年9月上旬 |
| 採択内示又は不採択通知 | 令和8年9月中旬 |
| 交付申請書の提出期限 | 令和8年9月下旬 |
| 補助金交付の決定 | 令和8年9月下旬 |
| 採択者説明会開催 | 令和8年9月下旬 |
| 補助事業の実施期間 | 交付決定の日～令和9年2月5日(金)【この間に契約し支払った経費が補助対象になります。】 |
| 起業サポーターの支援 | 交付決定の日～令和9年2月末 |
| 実績報告書の提出期限 | 令和9年2月12日(金) |
| 補助金の交付 | 令和9年3月中 |

【注意事項】

※当補助金の交付を受けた方には、補助事業完了後5年間、事業化状況を報告する義務があります。

※補助対象となった事業を中止・廃止する場合、50万円以上の財産を処分する場合は、事前の申請が必要となります。